

宮城県への「緊急事態宣言」適用期間終了にともなう学外入構者について（お知らせ）

宮城県への「緊急事態宣言」適用は9月12日で終了となり、9月13日から「まん延防止等重点措置」の適用となります。

本学といたしましては、学外からの入構者に起因する新型コロナウイルス感染症の学内発生防止を図るため、各キャンパスにおいて以下の対応といたします。

記

1. 小松島キャンパスは、引き続き学外者の入構は原則禁止とします。

なお、福室キャンパスは病院が併設されていることから、学外者の入構は原則禁止しております。

2. 入構禁止期間

小松島キャンパスは「まん延防止等重点措置」適用期間（9月30日迄）までとし、福室キャンパスの解除については、感染状況を踏まえて判断いたします。

学生、教職員、関係者の健康と安全を守るための措置であり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年9月10日

東北医科薬科大学新型コロナウイルス感染症対策本部